

1985年7月5日発行（毎月1回5日発行） 1984年2月10日第三種郵便物認可 I S S N 0286-4479

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

1985年

7月号  
(通巻40号)  
400円

# ポーランド月報

ポーランドの大学問題

加藤一夫

値上げと国民の生活水準について（続）



❖❖ ポーランド月報 1985年7月号目次 ❖❖

メーテーの闇いと値上げ反対スト.....	3	ポーランド現代史断章⑤ 「三月事件」の展望.....	16
「連帯」暫定調整委員会			
ポーランドの大学問題.....	4	工藤幸雄	
—大学自治のための闇いの航跡		ポーランドと現代国際法.....	18
加藤一夫		佐藤和男	
値上げと国民の生活水準について(続).....	10		
—わが国経済の現状		ポーランド料理.....	20
「連帯」暫定調整委員会			
よみがえる「連帯」.....	14	ポーランド日誌.....	21
D・ワルシャフスキ			

表紙： 「特別任務のための練習問題： 絵の中のどれがブヤク〔潜伏中の地下指導者〕かを示せ。」  
ヤツェク・フェドローヴィチの風刺漫画。

❖❖ ユー モア 館 ❖❖



人々がそろって歩いてゆくのは、レーニン像が指さすのと反対方向……。

# メーデーの闘いと値上げ反対スト

## 「連帯」暫定調整委員会

TKK Appeal & Communiqué, 7 May 1985

News Solidarność, No. 47, 31 May 1985

1985年5月7日、「連帯」暫定調整委員会の会議が開かれた。

1 メーデーのデモについて検討された。警察部隊の大規模な動員とテロ戦術の拡大にもかかわらず、多くの都市で独自デモが展開された。このデモは、戒厳令から4年たった今も社会的抵抗がなお強力であることを証明した。

2 経済情勢が分析された。政府の経済政策は全体として近視眼的で根本的諸問題の解決を永遠の未来に追いやるものである。それは、支配エリートの地位の強化を唯一の目的としている。

a この政策は経済危機克服のための構造的改革の一切を欠いている。1983~84年に達成された工業生産のわずかな増加さえ、維持是不可能であろう。危機的レベルでの停滞が続こう。

b 政府のインフレ対策は無力である。極度に非能率的なポーランド経済の構造的核心に迫るものでないからである。完全な構造的転換がなければ、インフレ傾向は続くほかない。今回と同規模のさらなる値上げが不可避である。

c 生活水準改善の徵候はない。実質所得は1982年に前代未聞の低下を示し、平均所得はその後も同じ危機的水準にとどまっている。しかも人口の50%以上が所得の一層の低下を経験しつつあり、最低賃金生活者の数が増えている。こうした格差の拡大は経済的にも政治的にも正当化されえない。問題は支配体制の政策にある。所得格差の急激な拡大は、生活費の急上昇と、インフレ補償手段の全き不在による。

d 生活のあらゆる領域で退行現象が——場合によっては驚くべき速度で——進行している。食料消費量が減少し、労働条件が悪化し、人口当たり罹病率が上昇し、住宅を持てない人がいる。保健、教育、環境、協同組合——これはほんの数例である——のすべてが危機的状態にある。あらゆる領域で、技術と文化の立ち遅れが目立っている。

e こうした危機要因すべてが、当局の無能な経済政策のゆえに社会が負担しなければならない代價の中味である。不幸にしてこれは、いかなる意味でもよりよき未来を保証するものではない。本質的な構造的改革が行われなければ、経済的破局の一層の進行が不可避である。

3 暫定調整委員会は「連帯」工場諸委員会の評価および結論に従い、1時間のゼネストの実施を決定し、その旨の呼びかけを発する。

### 値上げ反対の全国ストの呼びかけ

われわれは食肉および肉製品の新たな値上げに直面している。当局は社会的抵抗を恐れて、この連続的値上げ計画の詳細を発表していない。

独立自治労組「連帯」は、生活水準を脅かすこの値上げに対し適切な行動をとる。

食肉値上げが実施される最初の労働日に全国的ストライキを行うよう呼びかける。ストは午前10時に始まり、1時間続く。

生計費補償の制度が設けられ、経済危機の実効的解決策——社会の承認する——が実施されるまで、基礎的物資すべての価格凍結を要求する。

自己偽善的プロパガンダはたくさんだ！ 今の経済政策は何も解決しない！ 経済の抜本的改革を要求する！

1985年5月7日

連帯暫定調整委員会

B・ボルセヴィチ（グダンスク）

Z・ブヤク（マゾフシェ）

T・イェディナク（シロンスク・ドンブロフスキ）

M・ムシンスキ（下シロンスク）

マウォポルスカ地方代表

[訳：水谷 駿]

# ポーランドの大学問題

## 大学自治のための闘いの軌跡

加藤 一夫

“Problem uniwersytecki” w Polsce, idzie walka o samorząd, Kazuo Kato

1980~81年の「連帯」運動の高揚から5年、ポーランド社会の抵抗運動は今も静かに続いている。

ここでとりあげるのは高等教育機関の学生や教職員の闘いの軌跡である。大学の自治と研究の自由を求める闘いは、戦後ポーランドの民主化運動の主要な部分をなしており、「連帯」運動でも重要な役割を果していた。その後、戒厳体制下で抑え込まれていたが、84年末から高等教育法の改訂問題から運動が再び燃え広がり、85年の夏から秋にかけて重要な焦点になりつつあるかにみえる。

ここでは、西側に流れてきている断片的な情報を持ち集めて、現在までの闘いの足跡についてごく簡単に報告することにしよう。

### I 1980年までの大学問題

現在、ポーランドには89の高等教育機関があり（83年まで91あった）学生数は37万人（1975年の48万5000人をピークに年々減少している）。教師数は5万6000人（若干研究者の助手・講師を含む。内教授は8500人）。大学は教会が運営しているルブリンのカトリック大学を除き、すべて高等教育・技術省（以下高等教育省と略す）のもとにある。現在の教育相はB・ミスキエヴィチである。

ポーランドの高等教育制度について、これまで幾度か制度改革の要求が出されてきた。しかし70年代から抜本的な改革はなされていない。70年代初頭に社会学者J・シェパンスキを中心に教育状況白書作成委員会がつくられ、73年から2000年までの将来計画案が作成され現行教育制度の改革案が出された。高等教育の点では、産業の近代化に対応した教育の近代化と、地域間の、すなわち、都市と農村の格差解消を目標にして、研究施設や教育条件の改善、カリキュラムの検討、教師の充実、入試制度の改革などを提言した。報告書のひとつは、解決すべき最も重要な問題は社会主義イ

デオロギーと現実の生活意識との落差をいかにうめるかという点だと述べている。この提言は、まず初等中等教育の改革に重点を置き、義務教育の10年制への移行を目的として、77年から少しづつ実施されている。しかしその後の経済・社会危機のなかで高等教育部門は手つかずで残された。それゆえ、ポーランドの大学・研究機関は研究条件、施設、教師の給料などすべての点でめぐまれていない。奨学資金でまかなわれる学生の生活も相当苦しいようである。

こうした状況でも、ポーランドの学生運動の主な方針は、このような生活条件の改善よりも、むしろその前提となる大学の自治の確立にむけられてきた。政府当局による管理強化に反対することであった。具体的には自治組織の活動領域の拡大や、学長の民主的選挙の実現による大学運営への参加などであった。

ポーランドを含むいわゆる「現存社会主義」諸国における大学の自治は、西側諸国のそれと性格も内容も違っている。後者においてはその思想的多様性がある程度認められている。前者においては、大学は「社会主義的人間形成」のためのエリート養成機関であり、国家の要請による枠組がきまっており、自由や自治もそれによって規定されている。したがって大学の自治や研究の自由とは、公的イデオロギーからの自由という意味をもっている。

もっともポーランドの場合、公的イデオロギーの原則が貫徹しているわけではなく、カトリック大学の存在から明らかのように、伝統的な多元主義の原理に立つ自治がある程度存在していた。それゆえ統一労働者党（KPRP）の影響力はそれほど強くはない。

戦後史を振りかえってみると、56年の「10月の春」以後のゴムウカのいわゆる雪どけの時代には、大学の自治はかなり大幅に実現されていた。56年

11月の高等教育法が、学生組織の活動の自由や、大学人事の自由選挙制を認めていたからである。しかし、ワルシャワ大学で起こった68年の「3月事件」以後、ゴムウカ体制は急速に反動化し、自治は大幅に制限された。すなわち、69年1月の高等教育法（ボグロム法とよばれる）は、自治を完全に制限し、学内管理者を政府の任命制としてK P R P の統制下におき、研究職人事や学位授与の決定にまで干渉するようになった。そのため、この後の学生運動の課題は、制限された自治を回復することにおかれたのである。

70年代後半に転換が起こった。76年6月の労働者の反乱後、知識人グループが労働者防衛委員会（K O R）を結成し、これを機に労働者と知識人との間で交流が行われるようになり、以後、いわゆる「空飛ぶ大学」などの自主講座が定期的に開かれるようになった。77年5月、この運動に参加していた1学生の変死事件が起こり、この事件から学生運動がもりあがり、やがて学生連帯委員会（S K S）が各大学で組織され、K P R P 奉下の社会主義学生同盟（S Z S P）と対抗するようになった。そして80年の夏をむかえることになる。

## II 「連帯」運動と大学

80年夏の花々しい労働者の闘いにくらべると大学内の運動は非常に地味であった。だが主役のひとつであったことにかわりはない。グダンスク協定後の9月、S K Sを中心独立学生同盟（N Z S）が生まれた。この組織は、折からの社会状況の中で急速に勢力をのばし、全国組織として独立学生連合調整委員会を設置した。当面の闘争課題は、69年高等教育法を改正させることであった。改正の論点は、大学の自治、学生運動の自由、学長・学部長の自由選挙制、入試制度における「特別枠」の廃止、カリキュラムの改編（特に外国語教育の選択制）、開放講座の新設などである。

この方針をかけて各大学のN Z Sは、それぞれの条件に合致した闘いを展開した。それが最も盛りあがったのはウツチであった。ここでは4大学（ウツチ大、医科大、音楽大、工科大）が合同調整委員会をつくり11名の代表が高等教育相を長とする政府委員会と交渉を重ね、81年2月18日ようやく「合意」が成立した。8条38項目からなる

協定の主な内容は次の通り。

1 大学・教育研究機関の自主性の保証。大学管理機関の選挙制、大学評議会・学部評議会・研究所評議会を学生、若手研究者、教授より構成、学生の学生問題担当副学長に対する不信任の権利の保証、大学教育プログラムの自主的決定、大学関係立法のすべてについて学生代表の参加。工科大学修学年限を5年とする。外国语教育の選択制（いずれも合意）。

2 大学構内での公安警察の活動禁止〔これは合意されず〕。

3 労働実習の廃止〔合意〕。

4 社会的出自等による優先入学制の廃止〔部分的合意、検討の余地を残す〕。

5 学生の兵役訓練の改正〔合意に至らず保留〕。

6 大学財政問題、予算増加要求、予算の使途は大学が自主的に決定。学術図書・教科書の発行部数増、ゼロックス機器の増加要求など〔いずれも同意〕。

7 学生に対する物質的援助。奨学金の増大、交通費の割引、学生アルバイトの許可制の廃止など〔部分的に合意〕。

8 社会の要請。反対派の尊重、政治犯の釈放、70年12月と76年6月の事件についての責任追及、学術出版の無検閲。歴史教科書（特に現代史について）の新しい編集、旅券の所持と利用の自由、企業等の幹部の地位への就職、重要な歴史的記念日の行事を行う社会的権利、内外の学術文化の成果の普及、N Z Sの即時登録など〔部分的合意、検討の余地を残す部分あり。「歴史的記念日」については、ソ連と社会主義諸国との国際的友好と平和に反する目的に利用しないという条件がついた〕。

この「協定」は、その後の学生運動の方向を決定する重要な基準となっただけでなく、その発展の重要なステップとなった。

他方、81年4月には、各大学の代表者による合同委員会の手で改革提案も作成された。それは学生を「人間的理想と社会正義にもとづいた自らの権利と義務をわきまえた社会主義国家の市民」と位置づけ、高等教育機関を「大学教師と他のスタッフ及び学生からなる自治共同体」として、その運営は民主的な選挙によって行うものとしていた。そしてはっきりと政府の介入を拒否していた。政

府側はこの提案を受け入れなかつたが、これはその後の69年高等教育法改正運動の前提となつた。

この間、「連帶」運動は、全国的に拡大した。こうした中で、各大学では学長・学部長が下からの圧力を交換した。ワルシャワ大学では強硬派のZ・リビツキが辞任に追い込まれ、かわって「連帶」メンバーのS・サムソノヴィチ教授がついた。シロンスク大学のH・レホヴィチは職権濫用で告発された。7月には新しい検閲法が制定され、教育研究面で大幅な自由が保証された。10月の「連帶」第1回大会へ向けての綱領作成に学生・知識人が参加し、周知の綱領のいくつかのテーマにその要求が加えられた。そこには「教育制度を国家権力と党権力の政治的・イデオロギー的利益に従属させることに断固として反対する」、「高等教育について新しい社会の必要にこたえる法律を国会が制定する」、「学術に自主管理を、そして行政政府・行政機関から独立を保証すること」が明記されている。

しかし政府当局は、このような要求を実現する力量はもたなかつた。政治危機の深化でその余裕もなかつた、政権はカニアからヤルゼルスキにかわつた。そして学生運動はだいに急進化していった。例えば、10月に学長解任要求をかけたラドム工科大学のストライキは全国の支援ストを盛りあげた。NZSも学生団体の25%以上を占めるまで成長し、逆に党的S Z S Pの支持率は大きく低下した。11月末に、大学民主化を要求してワルシャワ消防大学では占拠闘争が行われ、当局はこの大学を廃校にし、12月初め軍隊・機動隊を導入して強行排除した。これはその後の戒厳令公布の先がけとなつた。

### III 戦時体制下の大学

81年12月13日、ヤルゼルスキは戒厳令を発し、以後、ポーランドは1年7カ月に及ぶ戦時体制に入った。「協定」事項は、事実上棚あげとなつた。その後、大学研究機関の事態はおよそ次のような段階で展開していった。

まず第1段階は、すべての高等教育・研究機関の活動停止・閉鎖であった(最終学年を除く)。これは12月14日より82年2月まで続いた。全学生団体の活動も停止された(NZSは1月5日の特別命令



により解散)。教職員団体も活動を停止し、新しい連絡調整機関であった学長評議会も、他の文化関係機関もすべて解散された。そして「連帶」運動に参加した者たちの逮捕・拘禁が続いた。その数は不明で、西側へ流れた情報によれば5000人から10万人とかなり差があるが、たいていデモ・集会参加者であった。「空飛ぶ大学」に加わった講師や、「連帶」メンバーの教授、それに2名の学長も含まれている。

各大学では、この段階では「嵐がすぎゆくまで待つ」政策をとり、大学側は学生や若手研究者に行動の自制を訴えた。それでもワルシャワ、ルブリン、クラクフ、ウッチ、グダンスク、ポズナンなどの主要都市では学生たちは労働者の抗議行動に参加して、かなりの逮捕者を出した。逮捕者はすぐに退学・放校あるいは解雇された。大学全体で抗議したヴロツワフ農業大学は、大学そのものが廃校となつた。81年以来中心になつてたラドム工科大学では85%の教職員が「正しい教育を行う義務を怠つた」として解雇され、事実上機能が停止した。

1月9日、政府は大学再会へ向けて特別規定法を制定した。学長・学部長の任命制、学長の権限強化と責任の集中、大学の政策決定機関をすべて諮問機関とする、学位論文を含めすべての出版物を検閲局のコントロールのもとにおく、学生の構内滞在時間の制限、出席の絶対義務、教師の厳密

な選択、この特別規制が守られているかどうかを監視する「軍事顧問団」を学内に導入することなどが明記されていた。キャンパスを軍の制圧下におくこの規制にすべての学長が反対した。だが当局はこれを無視し、加えて、「連帯」期に任命された学長・学部長の解任、ロシア語必須の復活、集会の禁止と参加者への罰則強化、落第者は退学として復学を認めないといった強硬策をうち出した。しかし、その後ヤルゼルスキは、単なるハードなおさえ込みだけでなく、ソフトな方向をも検討した。各大学学長と会談し、大学再会に際して一定程度「大学の自治」を保証し、当面「待ってみる」という態度を明らかにした。

第2段階は、82年2月の再開から同年9月の新学期までの時期。再開とともに学生たちは自治組織の再建に乗り出した。S Z S Pの勢力はいぜんとして強かった。同年4月に地下に逃れたZ・ブヤクラを中心に戦闘調整委員会(T K K)が発足し、地下活動のあり方について議論が始まった。これに多くの学生・知識人が参加した。その最初の行動が82年のメーデー闘争である。各大学で集会がもたれ、クラクフでは街頭デモも行われ、運動は大きく盛りあがった。

規模の大きさに驚いた政府は、5月から「教職員監査」を実施した。これは教職員の業績・勤務状態の調査であるが、政治的性格をもつ思想調査による「連帯」狩りと言える。当局は、高等教育省を中心に各省の代表、それに党組織の代表からなる臨時保安委員会を設置して監査活動を監視した。その監査基準は「ボーランド人民共和国の政治体制に対して、また憲法と教育法の条項にある条件に、その道徳的・倫理的・政治的態度が合致しているかどうか」であった。監査は6月末までに終えて、学長が文書で高等教育省に報告することになっていた。しかし大部分の大学では、これをポイコットしたり内容をごまかした報告書を作成したり、また抗議のため自ら辞任する学長も多く、監査の効果はあまりあがらなかった。監査は、その後科学アカデミーの諸機関・研究所でも行われた。

大学の非協力に対して当局は学長の追放で対抗した。ワルシャワ大学ではサムソノヴィチが解任された。82年10月まで、シロンスク大学、ルブリンのキューリ・シロドフスカ大学、クラクフ工科

大学、グダンスク大学など15の大学で学長が追放された。

82年8月末、グダンスク政労合意1周年記念日に、再びT K Kは大衆行動を組織し、55の都市でデモ・集会が行われた。45万人が参加し、3人が殺害され、400人の逮捕者を出したこの行動は、「連帯」がなお健在であることを証明だった。当局はすぐに「閣僚会議命令189号」を出し、戒厳令条項に違反して行動した学生に対して退学処分にする全権限を学長に集中するよう命令した。だが学長は大部分これを拒否し、命令はまったく守られなかつた。

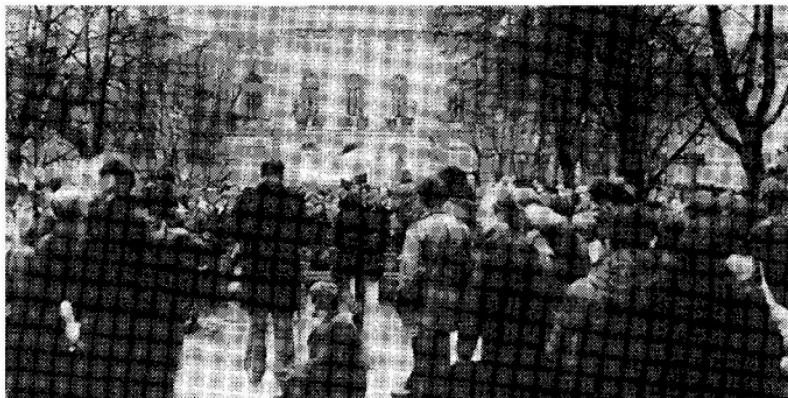
他方、政府はこの時、以上のようなハードな抑圧政策だけでなく、ソフトな妥協政策をも用意していた。82年5月4日に制定された高等教育法がそれである。その内容は、後で詳しく触れるが、大学の自治をある程度認めていた。9月1日に施行されたこの法律は、戒厳令条項が優先していたこの時期には、あくまで建前、一種の飾りのようなものであった。だが戒厳令解除後にこれは重要な意味をもってくる。

第3段階は、82年10月から83年7月の戒厳令解除までの時期である。10月8日に新労組法が制定されて、「連帯」は正式に非合法化された。各地で抗議行動が行われたが、大学・研究機関でも教職員の新労組加入でかなりの混乱が生じた。82年12月末に戒厳令が停止され、83年7月21日によく戒厳体制は解除され、多数の逮捕者が釈放された。だが、その解除に際して「特別規制法」(85年7月までの期限立法)が定められ、高等教育法も万一の場合に次のような変更を含むものとされた。すなわち学長は「国家の利益に反する」活動をした学生を退学処分にできるし、また大学が「社会主義の利益」に反すると判断された場合、高等教育相は学長を罷免し、かつ大学評議会等の管理機能を停止することができる。ここに現在まで続いている「戒厳令なき戒厳体制」の姿がある。

その後、大学では、新しい高等教育法に依拠した自治を獲得する闘いが組織されるが、当局の攻撃はやがてその法律そのものに向けられてくる。

#### IV 高等教育法改正をめぐる闘い

「ワルシャワ大学構内の集会（一九八一年三月）」  
中央の横断幕には「68年3月事件を忘れない」とある



82年5月4日の高等教育法は、その内容は前述の「連帯」期の「協定」と大学側の提案が下じきになっている。もちろん、戒厳体制下で制定されたこの法律の内容はかなり薄められている。ただ当局も、「合意」を完全に無視しえず、いわば妥協策として打ち出したものと言える。新たに盛り込まれた内容は次の2つの柱からなっている。

第1に、大学の自治をある程度認めしたこと、すなわち、学生組織の活動の自由、大学研究機関内の言論の自由、学長・学部長等の選出は大学研究機関で行い高等教育相が承認する（但し2度承認が得られない場合、学長は大臣が任命する）。

第2に、諮問機関として高等教育相のもとに各大学・研究機関の学長で構成される学術高等教育中央評議会（RGNSW）を設立し、大学の正常化を進める。

この法律は、新学期から発効したが、すでに述べたように戒厳令法規が優先していたこと、及び前文に「ポーランド人民共和国の利益によって指導される」とはっきりと枠組を定めており、さしあたり建前にとどまり、重要な力とはならなかった。

しかしそれは、戒厳令解除後、時限立法の切れる85年7月が近づくにつれて重要な意味をもってくる。この間、各大学では、法律発効後にただちに学長選挙を実施した。しかし高等教育相の承認はなかなか得られなかった。例えばワルシャワ大学では、84年5月に、82年法律制定に関与したりベラルな哲学教授K・シャニアフスキを選出した。だが結局承認は得られなかった。そこで物理学研

究所長のG・ビアウコフスキを選出したが、6カ月以上にわたって承認が拒否され、12月にやっと認可がおりた。

84年の春までにそれぞれの大学が独自に学長を選出した。この動きに対して政府当局は、大学が「社会主義的性格」を失ないつつあるとして不満を表明している。学長選挙のなかで明らかになつたのは、大学・研究機関内部の党勢力の減少だった。学生組織のSZSPも解体状態にあった。

84年3月副首相M・ラコフスキはポズナン大学での「大衆討論」に出席した際に、「新しい法律が国家に敵対する勢力に利用されつつある」と述べて、その改訂を示唆した。7月には党のワルシャワ県委員会は、大学の「正常化」が進んでおらず、新たな措置をとる必要があるとする決議を党中央委員会に送った。ここから法律改正問題が浮上することになる。この決議は承認され、勧告の形で高等教育省に提出された。この勧告作成に大学関係者はひとりも加わらなかった。そこで出された改正のアウトラインの問題点は次のようなものである。

- ①教育への国家のコントロールを強化する。
- ②高等教育機関で法律と「社会主義的利益」が危機にさらされた場合、行政機関が効果的に介入する。
- ③法律に依拠した諸団体のなかで指導的部分の役割を増大させ、若手研究者や学生の発言権を低下させる。
- ④学長・学部長・研究所長などの指導的なポストの任命に際して、政府当局の発言権を増大させ

る。

⑤こうした「選出された」学長・学部長の権限を強化する。

⑥既存の学生自治団体を「社会的・政治的性格をもつ」青年組織に改編する。

⑦大学教師の評価は、学術的業績だけでなく政治的態度や参加によって決定する。

⑧「永続的な」雇用形態をかえ、5年位の短期契約制とするが、契約更新や延期の場合、その基準をコネや業績だけでなく党活動によるものとする。

またカリキュラムについて、その後発表された草案によると外国語（つまりロシア語）は選択科目とするが「ポーランド・ソ連関係史」を必須科目とするとの提案も出されている。またある草案には「大学卒業者は、卒業後10年間、国家セクターに義務的に勤務する」などという提案も出されている。

こうした性格と内容をもつ改正提案に対して各大学・研究機関は激しく反対した。例えばボズナンのアダム・ミツキエヴィチ大学では学園をあげて「断固反対！」を決定、84年12月10日、大学評議会が反対を決議した。学生も集会で反対宣言を出した。この時から、反対運動は全国に広まっていった。ワルシャワ大学では教職員のアンケート調査が行われ、75%以上が反対を表明し、85年1月23日には大学評議会が反対を決議している。学生のアンケートでは80%以上が反対であった。理由は、69年「ボグロム法」に逆もどりすることへの危惧である。管理者が任命制になれば、学生組織と教職員の自立的な活動が停止され、専門的・学門的配慮よりも政治的配慮が強まってくるという恐れであった。

反対は、各大学だけでなく、例えば84年11月に開かれたRGNSWの会議でも表明された。政府委員を除く出席者（学長）のほぼ全員が反対し、改正するなら少なくとも84年までに選出された学長の任期が切れる87年まで延期すべきだという意見も出された。

84年11月15日、改正草案を提示するに際して高等教育相は、「大学社会からその特権を奪うのではなく、高等教育の社会主義的な性格を守ることにある」と述べた。これに対して大学や学生側は、「自治は特権ではなく、その固有の働きのための

必要条件である。大学の自治の否定は、大学を党学校のレベルに引き下げる事である」と反論している。このような大学問題の動きについてある反体制知識人は、「社会主義の最も高い段階での封建主義」だとして「この問題は単なる大学のセクショナルな利益だけでなく、社会全体の利益に反するものだ」と批判している。

しかし政府当局は、85年春から改めて「国家の危機」を理由に法律改正の必要を強く主張するようになった。84年12月のRGNSWの会議で、大学内の危険な動きの例として29のケースが報告されている。例えば「ノヴァク事件」（84年10月アダム・ミツキエヴィチ大学のJ・ノヴァク教授の追放命令に大学評議会が反対した事件）や84年11月のボビエウシコ神父殺害事件の際に大学がとった「反国家的措置」などを挙げている。この間に明らかになったのは法律改正の仕掛け人が、「連帯」により追放された元ワルシャワ大学学長リビツキ（現法務副大臣）であり、その意図は、特別規制法を教育法をかえることで永続化することである。期限の切れる7月までに大学の反対をおさえなければならない。85年5月のKPRP中央委員会第19回総会はそのために準備されたと言っている。

5月14-15日、党の第19回中央委員会が「ポーランドの社会主義発展のなかでの知識人の地位と課題」というテーマで開かれた。党政治局の報告は、高等教育機関が社会主義国家に反対する者たちの拠点になっており、知識人は自らの力でそれを克服しなければならないと強調している。大学・研究機関の「社会主義的性格」を守るために知識人の自覚をうながす一般的な決議の採択で会議は終わっているが、総会の後で政府のスポーツマン、J・ウルパンは、改正草案はごく近い将来国会に提出されるが、今後は草案を公表して大衆討議にかけることはしないと述べている。これに反発して多くの大学で反対集会が開かれた。例えば5月22日にワルシャワ大学では学長が許可した合法集会が3000名の参加でもたら、教授も反対演説を行っている。

ポーランドの大学は、自治が圧殺されて再び国家による支配・従属の道をたどるのだろうか。夏から秋にかけてこの問題は重要な争点になりつつあり、今後の成りゆきが注目される。

# 値上げと国民の生活水準について

## わが国経済の現状(続)

1985年2月25日 「連帯」暫定調整委員会

On Price Rise and the Nation's Living Standards, 25.2.1985

Uncensored Poland News Bulletin, No.9/85, 24.4.1985

### 拡大する貧困

当局の近視眼的政策が課す社会的コストは耐え難いほど高い。ただ生き延びることだけでもボーランドの家庭にとってはこの上もなく大変である。ほとんどの家庭が窮乏感を、すなわち現在の消費水準を過去のそれと比較して実感される主観的な窮乏化の意識を持っている。平均消費水準と実質所得の指数はボーランド国民の生活水準の低下をはっきりと示す。1979年を100とすれば1984年は次のとおりである。

総合消費	89.0
食料消費	85.5
食肉消費	79.8
公共セクター平均賃金	83.0

公共セクターでも物的生産分野以外の労働者はこれ以上の相対的な水準低下を経験しつつあるが、最も激しく状況が悪化しているのは、俸給が1979年水準の55%に低下した大学卒業者である。賃金水準の低下は、現在の経済の運営と技術開発の双方に対して不利な結果をもたらしている。ボーランド科学アカデミーの「ボーランド2000」委員会の非公式推計によれば、現在の実質賃金水準は1946年の水準に等しい。

ボーランドにおける貧困の問題にはいくつかの次元があり、そのようなものとして分析されなければならない。まず第1に、食料事情の悪さが今なお未解決の主要な経済問題たり続けている。1982年に、家計に占める食費の割合が34%から47%にはね上がるという、消費パターンの象徴的変動が生じた。大家族や退職者、身体障害者の家庭において問題はとりわけ深刻で、彼らはすべての収入の60%を食費にあてざるを得なくなっている。平均的ボーランド人の食事は、質が悪く、たん白質レベルが低いことが特徴で、種類も少ない。肉

やバター、チーズ、魚、小麦粉などの消費量は10年前の水準まで低下している。小売機構がうまく機能せず、食料購入のためにますます多くの時間と労力が要求されるようになっている。

家計にますます重圧を及ぼす食費は、当然のことながら他の支出項目を圧縮する。普通、文化や衛生、教育、レジャーなどの家計費支出がまず削減される。この結果、家族の文化水準の向上がいちじるしく阻害される。これは願望と道義心の水準低下を招く。

貧困は所得水準とは直接結びつかないさまざまの分野における生活の質の全般的低下という形でも現われる。破局的な住宅事情がそのひとつである。全人口の4分の1以上にあたる1,000万人のボーランド人が住宅を持てず、あるいはその過度の狭さに悩んでおり、しかも状況は悪化しつつある。

1983年 1984年

新築戸数(千戸)	278	190
----------	-----	-----

国有新築戸数(千戸)	193	139
------------	-----	-----

住宅待ち協同組合員数(千人)	1,506	1,900
----------------	-------	-------

新婚数に対する新築戸数比	87.1%	63.3%
--------------	-------	-------

毎年の新築戸数が20万戸にも満たないのに、毎年約30万組の新婚家庭がうまれるという悲しむべき事実が今も続いている。基本的な住宅需要を満たせないこの無能が家庭生活をさまざまに脅かしている。狭い所での多人数の生活は、精神障害やアルコール中毒、離婚、墮胎の原因となる。住宅事情の悪さがボーランドの主たる社会的病弊のひとつと考えられるべきは当然である。それは食料事情の量的、質的悪化よりもさらに重大である。住宅の修改築もまったく不十分である。粗悪な作りのため修改築をする住宅が増えている。水と大気の汚染のため古い住宅の荒廃が急速に進んでいる。実際、環境破壊はボーランドの貧困を示すもうひとつの指標である。工業化のほるかに進ん



だ西ヨーロッパ諸国のそれよりも劣る予防措置の貧弱さは、近い将来における破局を予示している。

農村地方では水の供給と水道施設が重大な問題となっている。これら地方の家庭の60%には水道がなく、このため婦人や子供が余分の負担を強いられている。政府の衛生機関は調査対象の75%に水質汚濁を見出している。事実、これら地方では生活条件の劣悪さが都市への人口流出の原因のひとつとなっている。

長年にわたって社会的基盤構造の開発が無視されてきたことが、わが国の窮屈に拍車をかけている。公共サービス、とりわけ、保健、教育、社会福祉、児童保育、余暇等のサービスも不適かつ不十分で、そのいくつかはヨーロッパで最低の水準にある。

広範に及ぶ貧困の微候である以上の諸問題は、すべての人々に多かれ少なかれ影響を及ぼす。これら諸問題は新しいものではないとはいえ、現在の危機に伴ない日に見えて悪化しつつある。

危機の影響は不均等である。当局の困惑の一要因は、最低生存水準以下で生活する人々の激増である。深刻化するこの問題が1980年に「連帶」によって指摘された時、ポーランド国民の21%の所得がこの水準以下と推計された。1982年の値上げによりそれは30%に拡大した。高齢者の間でほどこの比率は高い。

誰がこのカテゴリーに入るか？ 第1に、社会保障受給者、年金生活者そして大家族である。結

婚したばかりの若い夫婦もここに含めるべきである。彼らには共通したひとつの要素が存在する。決定を下す財政的手段を持たないことである。彼らの収入のほぼ100%が決まっている支出に出てゆく。彼らは、さまざまな基礎的需要の間で選択しなければならない。貧困が世代から世代へと伝えられていく傾向にあることが多数の研究により明らかにされている。一連の困窮要因、たとえば低所得、両親の育児能力を左右する教育水準の低さ、大家族、住宅問題、そしてアルコール中毒などの閉鎖的悪循環にとらわれた家庭において、この傾向はとくに顕著である。

ますます多くの人々が次の2つの理由により窮屈水準以下に低下しつつある。第1に食料その他の基礎的財貨の価格が急激に上昇している。第2に、インフレのため社会保障が日減りしている。政府の政策は、貧者をますます貧しくし、こうして社会正義の根本原則を破る社会的階層分化を促進している。国民所得の分配にあたり交渉力を持たない社会的弱者は窮屈水準以下に追いやられる。彼らを犠牲にして、政府はその優先政策を達成し、財政問題を糊塗し、目にあまるインフレ政策を遂行している。

値上げは、たとえ政府が退職年金の補正という公約を実行したとしても、窮屈水準以下で暮らしている他の社会層、とりわけ大家族労働者にとつて大打撃となる。1982年とは異なり、貯蓄も西側からの小包もそのショックを吸収できない。

賃金および生計費の自動的補償制度のみがこの国民的窮屈化を阻止できる。この要求（1980年8月の交渉で合意された）が、戒厳令当初の公約にもかかわらず無視されたことが、社会の最も弱い階層の窮屈化の主たる原因である。単なる金銭的援助以上のものを必要としている人々が多い。独居老人、慢性病患者、不治の病人、身体障害者、未婚の母、孤児院出の子供、家庭が崩壊した青年、アルコール中毒者、麻薬中毒者。彼らはすべて、医薬品や義肢、特別仕立の住居等、特殊な、個別的な社会的扱いが必要である。これは政府の責任であるが、この分野ではこれまで何もなされていないも同然である。

ポーランドでは窮屈は飢餓や街頭生活者を意味するわけではない。それにもかかわらず、場合によつては事態は急を要し、その原因と社会的影響について公然たる議論が要求されている。

工業生産のわずかな上昇を理由に政府が「改善」の時期と呼ぶ1982～84年は、同時に窮屈化が進行した歳月であった。平均余命の短縮と幼児死亡率の上昇がこの事実を何よりもよく示している。このことを考えれば、社会の最貧困層の食料消費量をさらに減らす結果となるだけのこれ以上の値上げは絶対に許されない。

## 時代逆行

さまざまな社会集団が自らの生活水準防衛のためにさまざまな方法で闘い、さまざまな結果を得ている。しかしポーランドの経済制度は、危機と貧困の拡大と闘う最も効果的な手段、すなわち勤勉と生産性の向上を促進するものでない。

一家の稼ぎ手のますます多くが、自分の正式の職場における賃金上昇の展望を失って、所得を補う他の手段もないために、いわゆる「第2回路」——不法なヤミ市場活動を指す当局の婉曲語——に向かいつつある。しかし大多数の労働者は、超過勤務や、週末および休日労働によって生計費の上昇を補おうとしている。この結果、1980～81年に「連帶」が交渉でかちとった成果は、法的措置に訴えるまでもなく、経済的圧力によって職場で失われつつある。労働日延長を認めた1984年12月の布告は、工場経営者によりこの過程を公認し、強化するために利用されうる。

働く家庭への社会保障給付の漸次の切下げは、もうひとつの経済的压力として機能し、同時に、1980年協定のもうひとつの逆転となっている。大家族の一家の稼ぎ手が家族を養えるだけの給料を得られないために、家庭の経済的基礎が崩壊している。子供1人の家庭でも状況はきわめて厳しい。当初、今の体制の偉大な成果ともてはやされた婦人の「職業的再活性化」は、今は育児・教育者としての家庭の役割を破壊するものとなっている。1980年8月にまずストライキ労働者が、1981年に「連帶」の諸提案が要求したこうした事態の改善策は、部分的にしか実施されなかった。

1982年以降当局は社会的給付を削減してきた。値上げはこの過程の継続である。家族手当はごくわずかの引上げが予定されるにすぎない。その水準は広範なインフレの開始前（1980年以前）に定められたもので、しかも今日、その受給資格はごくわずかの家族にしかない。主婦が職に就いておらず子供が学校に行っている家庭に支払われる手当は1950年に較べ半分以下に減価している。育児手当に関する政府の近視眼的政策は、社会的のみならず経済的にも有害である。病気の子供の看病のため仕事を休む母親に支払われる病気休暇手当や保育所に対する補助金の支払い額は、家庭にどまる主婦への育児手当支払い額をはるかに上回る。

1980年、81年に部分的に廃止された直接、間接の経済的压力の仕組みが復活しつつある。それは労使関係を19世紀にまで後退させているが、生活水準の真の改善はもたらしてはいない。

現在の危機におけるもうひとつの重大な危険は、全般的な供給不足から政府が明らかに政治的優勢を手にしようと意図していることである。ある種の財貨の根拠のない配給制の継続や、消費者市場の改善に対する無関心、恣意的、場当たり的な補償の実施などを見れば、政府当局がその権力の維持のために、自律的市場機構よりも命令一分配という古い方法に固執しているのだと結論される。

それゆえに彼らにとっては、自動的な価格調整システムを導入するよりも「価格協議」を行う方が望ましい。これだと、特定集団を補償により買収できるからである。奢侈的消費財の値上げは当局の利益とはならない。これら財貨を手にできるのは権力機構の特権的人間だけであり（割当販売



や特別外貨店その他を通じて)、市場のアンバランスは彼らを利するだけだからである。

当局者の自由になる余った配給物資も同じ効果を持つ。1980年8月の労働者の食肉配給の要求は、乗用車や奢侈品のみならず、食肉をも対象としていた特権的販売制度に反対して出されたものだった。1970年代に広く普及していたこの制度が、今また復活され、拡大されつつある。「高級な」商店では配給物資が配給券なしで購入でき、その他普通では手に入らない物資が特定の企業や機関、あるいは「特別に定められた」個々人に配給されている。このような差別的制度の確立に新労組が重要な役割を果している。これは、若い夫婦に対する住宅の割当てに関してポーランド社会主義青年同盟が果している役割と同じである。

窮乏と供給不足が、ポーランド社会を政治的に服従させるために当局によって巧妙かつ意図的に利用されている。当然、値上げに対して政府がもつ関心は、国民のそれとはまったくちがう。

## 結論

1 政府の現在の経済政策は国民的和解に資するものではない。食料と基礎的消費物資の値上げは、経済の回復を促進するものではないがゆえに反対されるべきである。国民の生活条件からしてもそれは受け入れられない。

2 生活水準の長期的改善のためには根本的な経

済改革が必要である。これには中央管理機関の改革と政治的諸関係の民主化が含まれる。

3 「服従する者に物を」という原則にのっとった統治のために財貨の稀少さを利用しようとする政府の試みにわれわれは断固として反対する。この政策に反対する闘いはわれわれの連帯にとって厳しい試練となる。まさにこの連帯をこそ政府は破壊しようとしているからである。

4 ポーランドの窮乏の問題について、その背景、範囲、結果等の真剣な分析がただちに必要である。

5 自動的な生計費補償制度の導入は、われわれにとって最も重要な問題のひとつである。一般的な貸金・俸給指數制度のみが国民的窮乏化を終らせることができる。社会的必要を代表していると考えられるすべての組織および機関に対し、このような制度の制定を公然と要求するよう要請する。当局に対し圧力を及ぼしうる地位にあり、また貸上げを獲得できる交渉力を持つ者が、このような可能性を持たない者のためにそれを利用することは、彼らの社会的責任である。

6 まさに以上の理由により「連帯」は、窮乏下に暮らす家族や個々人の援助のため、独立した諸集団、諸組織のイニシアチブを結合し、強化しようとする。われわれの多くは、拘留者や政治囚、失業者、そして彼らの家族の支援に積極的に加わっている。今やこうした活動を系統化し、拡大すべき時である。

[訳：水谷 駿]

# よみがえる「連帯」

グヴィド・ワルシャフスキ

Return to the Game, David Warszawski

Uncensored Poland News Bulletin No. 11 / 85, 22 May 1985

【編集部注】地下紙『KOS』に論陣を張るグヴィド・ワルシャフスキが本年2月28日  
の値上げ抗議全国ストの当否を分析した論文。値上げは、「連帯」の全国ストを直前に控  
えた25日にいったん撤回され、「連帯」のスト中止決定後、内容と時期を改めて実施に移  
された。これに対する「連帯」の対応については、本誌5月号9頁および本号3頁のTK  
K声明を参照。

ほとんど誰も予期しなかったことが起こっている。それはポーランドの政治情勢の重大な変化を意味する。18ヶ月間の不在の後、「連帯」が無視されるべからざる要素として政治の舞台に復帰したのだ。かつてのゼネスト呼びかけの無惨な失敗は「連帯」の政治的死を画したかのように見えた。私自身、この間そう言ってきた。ところがこの前の暫定調整委員会(TKK)の15分ゼネストの呼びかけとその後のその中止は、現実的な政治的重要性を持ったでき事となった。いずれも、活発な多様な論議に火をつけ、食料品値上げという重要な問題に関する政府の動きを直接に左右した。

最初に、TKKのスト呼びかけに対する組合活動家の反応が、当初、冷淡だったことを指摘しておかねばならない。2度のゼネストが失敗したのち、この武器は現情勢下では有効でなく、何か別の手段を探すべきだという見解が支配的だった。ところが、ストの日が近づくにつれ、工場の士気は明らかに高まって行き、多くの人がこれは成功する——つまり、少なくとも大都市の大工場が停まるという意味だった——と予想するようになつた。OPZZ(公式労組全国評議会)の思いもよらない断固とした立場とその後の政府による値上案撤回は、この予想の正しさを証明した。これは当局が社会のムードを知り(密通者のおかげで)。今度ばかりは悪いことではない)、対決回避を望んだことを意味していた。そしてこのことは、政府の弱さの証明、そしてスト呼びかけの正しさの証明と一般に受け取られた。このために、スト中止が決定されると、大企業を中心とした多くの活動家はこれを誤りと考えた。この見解はその後の

事態によって支持されたかに見えた。正式の中止決定にもかかわらず、各造船所やワルシャワ製鋼所、ウルススのトラクター工場、ヴロツワフの工場でストが実際に実施されたからである。厳しい弾圧、とりわけ孤立してストにたつ労働者に加えられる弾圧の厳しさということを考えれば、この事実の中に重工業労働者の新しい闘志と自信の証明を見ないわけにはいかない。これは最近の双方の力関係にはなかった要素である。

ストの中止に体制側はすぐさま反応した。「3大臣の手紙」という親しげな文書は実は観測氣球だった。変更を加え、実施時期をずらしてはあるが、値上げは断行された。こうして、第1ラウンドは「連帯」が勝ち、第2ラウンドは政府が勝ったのである。闊いの帰趣は第3ラウンドで明らかとなる。今これに向けて双方が準備に忙しい。

最初の2ラウンドを検討して、「連帯」がとるべきもっと良い戦略があったか否か、スト中止決定は正しかったか否かを検討してみよう。

まず最初に、政府に譲歩を強いた「連帯」の成功は、明らかに限定的で、しかもその後取り戻されたとはいえ、この対決の過程で「連帯」がこうむったかも知れない損失をはるかに上回っていることを認めるべきである。これは、限定的ながら成功である。それは「連帯」が労働者の生活に深く結びついた利益の防衛を呼びかけたがゆえに達成された。換言すれば、TKKは何百万というポーランド人が達成可能だと考える要求を表現したのである。ストが政府のより一般的な政策——たとえ経済政策であっても——に抗議するものだったとすれば、それは成功しなかったと考えられる。



TKKは社会の期待の代弁者——まだその鼓舞者ではないが——としての役割を回復しつつある。

第2に、この成功は、政府に面目を失墜させることなく路線変更を可能とする制度的な政治的メカニズムの登場によって可能となった。この点にはまたあとで立ち戻ろう。

第3に、この成功は、第2ラウンドの前においてさえ部分的なものにすぎなかった。労働時間に関する新しい政令は変更されていない。これは戦術ミスによる。ストはひとつの具体的な問題だけを解決する手段である。要求の多様さは行動結果の明白性をぼかす。私の考えでは、組合はストに訴える用意のある要求項目のリストを公表すべきであった。そしてその時点で最も重要なひとつの要求事項にしぶってストを呼びかけるのである。

スト中止の呼びかけは、一定の状況の下では正当化される。地下「連帯」による全国ストの呼びかけには多大の危険が含まれる。呼びかけが無視された場合の権威の失墜や実行された場合の弾圧など。何もせずに何かが得られると見える時、対決を回避することは賢明な決定だと思われる。だが現実政治にあっては、何もせずに何かを得るのは不可能である。「連帯」が脅しを撤回した時、政府はその譲歩をいちじるしく切りつめた。これは中止決定をした組合指導者の権威に一撃を加えた。一部労働者がこの決定に従わなかったことももうひとつの打撃であった。最後にワレサ委員長の不幸な発言（「抗議行動があれば私もそこに加わる」）は、この問題について指導部には明確な戦略、戦術がないという印象を深めた。

だが最も重要な問題は、政府がただ譲歩の兆しを示しただけで、しかしまだ実際には何の譲歩も行っていない時点での脅しを撤回したことにある。ストは、中止ではなく、保留したままにしておき態勢を維持した方が良かったように思われる。この場合、あらかじめ宣言された時点で決行されるストはすべて、ストの脅しが本物であることを証明となり、政府は公然たる圧力の下に——これは実際重要なことである——より一層の譲歩を強いられたはずである。こう考えれば、早すぎたスト中止は誤りだったと判断される。

いよいよ、最初の2ラウンドの結果すべてを評価することは困難である。総合的バランスシートは黒字である。「連帯」は政治的影響力をふたたび獲得し、さし迫る経済的紛争の解決のメカニズムが姿を見せた。スト中止決定に批判的なより急進的な活動家の権威が強化されたと考えられる結果、全国指導部の役割は損われないまま、スト志向はおそらく維持されよう。

第3ラウンドが始まれば状況は一層明確となる。その開始期とその形態が、政府ではなくTKKによって決定されるならば、事態は有利となろう。だがこれを実現するためには、私の考えでは、TKKは最初の2ラウンドで採用した戦略を一層鮮明にして提示することが必要である。さもなければ組合員たちは、他のしばしば矛盾する決定の単なる執行者と感じよう。「連帯」にはこのように人々のやる気を浪費することは許されない。

[訳：水谷 駿]



# 「3月事件」の展望

工藤 幸雄

Wydarzenia marcowe — ich znaczenia w świetle 1985 r., Yukio Kudo

今も進行中のポーランド戦後史のなかで、1968年の「3月事件」が占める位置は重みを加えつつあるように思える。この事件は、政治的・文化的・社会的なあらゆる観点からみて、それ以前の問題点を明瞭に浮かびあがらせたし、またそれ以降のポーランドの動きの出発点ともなったと考えることができる。つまり「連帯」時代の現出の潮流をさかのぼれば、直接には「3月事件」に行きつかざるをえない。また、たとえばひとりアダム・ミフニクに目をとめても、「3月事件」そのものの指導的人物が17年後の今日、またも投獄の憂き目を見るほどに体制の目の敵にされているという事実がある。

「3月事件」当時のゴムウカ政権の主役や脇役を務めた人々は、すでに政界の舞台を降りた。その後のギエレク、カニアを経て、ヤルゼルスキは党第一書記の名目で軍事政権をにぎっている。「3月事件」の拒否した体制悪は、彼のもとでいよいよ醜さを加えつつある。すなわち軍事・警察の支配、経済政策の貧困、「愛国的」思想統一とマスコミの衰退、対モスクワ依存（ヤルタ体制）の強化などである。

「連帯」の地下勢力の目ざすのは、最近もブヤクが述べたように「全体主義の現体制の打倒」である。とすれば、「3月事件」に始まった運動は、体制が存続するかぎりつづくだろう。

\* \* \*

「3月事件」のきっかけはアダム・ミツキエヴィチの「父祖の祭」（第3部）の上演をしとめであった。この禁止は当時のソ連の駐ポーランド大使の横ヤリによるものであるといわれる。事実、ゴムウカも「反ソ色をもつ政治デモンストレーション」となった演出ぶりに釘をさしていた（演出

家デイメクは、このため左遷されたが、その彼は今ではなぜか体制寄りのようである）。

1月29日、文学者組合ワルシャワ支部の緊急会議がひらかれる。そこでは上演禁止に抗議の決議が多数決で採択された。評論家のキシェレフスキらが、とくに強硬意見をのべた——等々のゴムウカ演説（3月19日夜）の内容については小著『ワルシャワの七年』（新潮選書）にくわしい。が、1月31日、抗議デモに加わって放校処分を受けたワルシャワ大学の学生2名の1人がアダム・ミフニクであると書いていないのはどうしたことか。このデモはナロドヴィ劇場に出演の役者との連帯行動であった。

3月8日、昼休みのワルシャワ大学図書館まえの広場で校友2名の釈放を求める要求書を読みあげたイレナ・ラソタの名はあがっている。現在、彼女はニューヨークに住み、「連帯」支持の立場で英文ニュースを出している。

オルモ  
「ゲシタボ！」

襲いかかってくるORMO〔警察義勇協力隊〕に向かって学生たちが吐いた叫び声が忘れられない。それは81年12月ののちの戒厳令下、ZOMO〔警察機動隊〕に対してデモの若者が投げつけたと同じ叫びであった（それと同じ罵声をつい最近、映画のなかで耳にした。東京国際映画祭のK・ザヌーシ監督の作品「穏かな太陽の年」の一場面である。移住者の母娘の貧しい部屋に押し入って、めったやたらに家宅捜索をやり、あげく、なけなしの金貨を探りあててポケットに入れて立ち去って行くならず者とみえる4～5人の男たち——あれは戦後1年もたたぬ人民政権の守り手——内務省の私服の一団であった。新政権下の秩序維持の職務とは、市民の権利を踏みつけにして、あたかもゲシタボのように振るうことであったのか）。

ゴムウカ演説にはクーロンの名も出た。10数人

のワルシャワ大学生を自宅に集めて3月8日決起の下相談をしたというのだ。

10年後、クーロンは、「クリティカ Krytka (批判)」誌創刊号のアンケート（小著『乳牛に鞆』共同通信社、206~213頁）にこう答える。「自主性をもった社会大衆の（反対派の、と言ってもよい）運動、これが3月事件の最大の落とし子だ。反対派の主要な敵は、右翼的な全体主義である」。

ミフニクの回答には「政府と知識人のあいだの激しい葛藤は、全社会的な葛藤の存在を示す信拠なのだ」とある。ワルシャワ大学の講壇を追われた人たちも10年後にこう述べる。「共産主義は再生できるという1956年以来の考え方には“3月”は終止符を打った」（コワコフスキ）、「秘密警察の棍棒は共産政権と自由な国民の結合という幻想を打ちくだいた。権力と知識人の間の橋は崩壊したのだ」（パウマン）。「3月事件」とは、このような過程の初まりであった。当時、知識人を孤立化させるうえに役立ったのは、大衆むけの「反知識人・反ユダヤの宣伝」（プラス）であったにせよ、「宣伝の流すスローガンが虚構にすぎぬこと」も「3月事件」は教えた（ワルツ）。そして、「クーロンやモゼレフスキの言説についても、あるいはコワコフスキのハンガリー・ポーランド事件10周年演説についても、ほとんど知ら」ずにきた当時の大学生の一人（トゥルバチ）の嘆きは、今では数多くの地下出版物によって、少なくともその一部はいやされていると見てよかろう。

\* \* \*

「教会によばれて話をした。2000人は集まっていた。ぼくはぼくの考へていることをあけっぴろげに話をした。逮捕もされないし、翌日の出国にも妨害はなかった」。東京でザヌーシ監督は、ぼくにこうも語ってくれた。「『連帯』時代に獲得した自由は現存している」と彼はつけ加えた。

ワルシャワ大学の校庭に起った運動の火の手は、たちまち全国に広がる。それは高校生の間にも及んだようだ。組織も文書活動もなしに、体制側の実体隠しの報道の中で、どうして全国化がありえたのか。この疑問は、80年夏の全国ストが、どうして全土を包み込むことができたのかと問うのと同じように愚問なのかもしれない。

「全体主義では内なる反対者は破壊分子とされる。全体主義は（たとえ）内部破綻があつても、外敵には非常に強い。自己防衛では民主主義にはるかに勝る」。これはフランスの評論家、レベルの近著の一節だという（毎日新聞、85年6月20日、夕刊）。彼のいう全体主義の代表とは、むろんソ連型共産主義である。

だが、内部が完全に崩壊しきっても、外敵にはあくまでも強い体制——そのようなものが市民にとっていかのような存在価値をもちうるのだろう。「3月事件」に表面化した全体主義体制の“内憂”は、外へ向けた防壁をも突き破りかねないエネルギーを秘めている。



左：アダム・ミフニク 右：ヤツェク・クーロン

# ポーランドと現代国際法

佐藤和男

## 国際法侵犯のモデル・ケース

国際社会を、ジャングルの法則（弱肉強食）が優越する無法社会と見ることも決して完全な誤まりとはいえないが、曲がりなりにも「国際法」というものが存在して、地球表面上の人類生活にある程度の秩序を確立しかつ維持していることは、否めない。国際法とは簡単にいえば慣習法と条約であって、国家間の暗黙裡の合意が前者であり、明示的な合意が後者であって、ともに本質は国家間の約束（ないし約束によって定められた規則・ルール）であり、*pacta sunt servanda*（合意は拘束する）が国際法の根本規範とされているのも当然である。現在、慣習法の成文化（条約化・法典化）が進捗しつつあり、条約集を眺める者は国際法が複雑かつ多岐にわたる内容を持つことに強い印象を受けるが、要は国家の約束事が国際法であって、各國が自国の約束を守ることが、国際法を尊重することなのである。

さて、第2次世界大戦以降に限定して観察しても、ポーランドという国はよくよく運の悪い國らしく、いつも被害者の立場で国際法侵犯を体験し、いくたの苦難を味わっている。

周知のように、第2次大戦は、1939年9月1日、ナチス・ドイツ軍のポーランドに対する電撃的攻撃によって開始されたが、ポーランドの旧式装備の騎兵部隊が精強なドイツ機械化部隊を相手に死闘を続けていた背後から、9月17日、突如ソ連軍が東部国境を越えて侵攻するにおよんで、ポーランドの命運はきわまつのである。

ドイツもソ連も、ポーランドを侵攻することによって、重大な国際法侵犯を行ったことになる。なぜなら、ソ連は1932年に、ドイツは1934年に、それぞれポーランドとの間で不可侵条約を締結していて、軍事的攻撃をしてはならない

国際法上の義務を課せられていたからである。外交史の書物をひもとけば明らかなように、スターリンとヒトラーは、ポーランド侵攻に先立つ1939年8月23日に両国間の不可侵条約を締結したが、同条約の付属秘密議定書の中で、すでにポーランドの東西二分を予定していた。ポーランドに対するまことに悪辣な背信行為といわざるを得ない。こうして、ポーランドは、国土の東半分はソ連に、西半分はドイツに占領・併合され、住民は悲惨な境遇に落ちた。併合地域のドイツ化推進のためにドイツ中央部その他に強制移住させられたポーランド人の数は、1934年までに86万に達し、またソ連に併合された地域でも、ロシア中央部に強制移住させられたポーランド人は、150万に達したといわれる。

ソ連は、みずからが首領取りになって、「侵攻の定義に関する条約」なるものを、1933年に都合7カ国（ポーランドも含まれる）の間で成立させている。1928年の不戦条約（ブリアン＝ケロッグ条約）が「侵攻」戦争（自衛戦争と対照的なもの）を禁止したとの見解に立脚して、「侵攻」の内容を定義したものが本条約であったが、ソ連は四回の事情が自國に有利に展開したと考えると、弊履を捨てるごとに条約の神聖性を放擲している。

カティンの森の事件も、ソ連のポーランドに対する悪質な国際法侵犯行為である。1943年4月にドイツ軍は、スマレンスク近郊のカティンの森で4000人を越えるポーランド軍将校の遺体を発見して、ソ連軍の虐殺行為によるものと実証した。戦後のニュールンベルク裁判を経て、今日では、ソ連の蛮行であることが国際的常識となっている。およそ1万5000人のポーランド軍将校は、カティンの森の犠牲者を含めて、ついに家郷に帰ることができなかつた。

国際法では、伝統的に「決闘の法理」なるも

のに基づいて、国家間の戦争は、合法的制度とされてきた。国家間の利害関係の衝突が、平和的手段によって解決されない場合には、戦争もやむを得ないものと観念されて、許容されていた。ただ、「戦争の人道化」の名の下に、一定の法規（交戦法規といわれる）の遵守が義務づけられた。つまり、戦争の手段・方法は法的に規制され、戦争自体は合法として許容されたわけである。交戦法規の内容は多岐にわたるが、肝腎なものとしては、一般市民・非戦闘員の保護、軍事目標・防守地域に限定しての攻撃、残虐な兵器使用の禁止等となるべく、捕虜虐待の禁止が挙げられる。ソ連軍によるカティンの森その他における捕虜に対する非道な扱いは、国際法侵犯の最悪な事例にかぞえることができる。

### ヤルタ体制下の主権制限と人権侵害

ポーランドが犠牲となった「ソ連による国際法違反の歴史」は、実はもっと長く書き続けなければならぬのだが、限られた紙面なので割愛して、戦後のポーランドの「地政学的」制約を国際法の観点から一瞥しておきたい。

1968年のチェコスロバキア事件の際に「ブレジネフ・ドクトリン」の名称の下に最も明瞭なかたちで示された「制限主権論」は、ソ連の衛星国であることを余儀なくされている東欧諸国が、言葉の完全な意味で自由な独立国家ではあり得ないことを物語っている。現代国際社会の基本法とも見られる国際連合憲章の2条1項は、加盟諸国の「主権的平等」原則を明示して、すべての加盟国が独立した主権国家であって、相互に平等であるべきことを規定しているが、ソ連圏（社会主義国際共同体）の枠組の中では、衛星諸国に主権（実質的な国民自治、国民意思の最高性）は認められていないのである。ソ連への実質的な隸属は、ポーランドを含む衛星諸国の国民の本意に反して、ヤルタ体制下のソ連の軍事的压力によってもたらされたものだが、ソ連は、自國と衛星諸国との関係は後者の自発的意思に基づくとの虚構をワルシャワ条約を借りて打ち立てている。衛星諸国において、共産

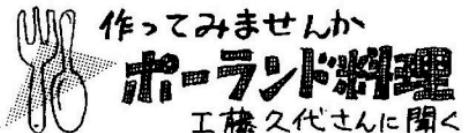
党権力は、思想教育や偽りの国民的合意という策謀を通じて無理に正当化がされているが、国民大衆の腹の底からの支持という意味における「真正の正当性」には欠けている。

国連総会による「世界人権宣言」にソ連を初め共産主義諸国が参加しなかったことはよく知られているが、1966年の「国際人権規約」（「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」と「市民的および政治的権利に関する国際規約」との2つがある）については、ソ連圏諸国がいちはやく批准して人々に意外の感を与えたが、これも具体的な人権保障規定を骨抜きにする安全弁が用意されていたからにほかならない。つまり「国家の安全と公共の秩序」を守るために、人権・基本的自由に関する規約上の義務を守らなくてよいとされているので、ソ連などは安心して当事国になったのである。ポーランドでも、自主労働組合「連帯」の弾圧のために、刑法改正等を通じ取締まりの強化が行われているが、「国家の安全と公共の秩序」が大義名分として掲げられていることが確認されている。

労働者の結社の権利や、労働組合の諸権利を確認したILO第87号条約や第98号条約の当事国となっておきながら、条約上の義務を守って自由な労働組合を認めようとしないポーランド政府の態度は、国際法に対する共産主義政権の態度の本質に関する反省を強く迫っている。

文献で読み、かつモスクワの「国家と法」研究所等で確かめたが、ソ連の法理論に従えば、「法」の源泉（法を有効とする権威）は、国内法についても国際法についても、ソ連共産党の意思にあるとされる。ソ連が締結した条約（対外約束）も、党の意思が変われば無効化するという考えは、西欧国際法理論への挑戦といえる。

さとう かずお 1927年生れ。青山学院大学教授（国際法、国際経済機構）。法学博士。ポーランド関係の訳書に、デニス・マクシェーン著、『ポーランド自主労働組合「連帯」——体制への挑戦』（日本工業新聞社、1983年）がある。



ポーランドの牛乳は日本のように殺菌していません。ほっておけばすぐに発酵してヨーグルトのようになります。その水分を切ったものがトワロージェク twarozek と呼ばれ、ポーランドの朝食によく登場します。ヨーグルトほど酸味が強くなく、カッテージチーズとも違うなめらかな味。日本で作るには、牛乳にヨーグルトを少し加えて発酵させます。

#### 材 料

牛乳（成分無調整）	1ℓ
ヨーグルト（無糖）	大さじ山盛り2

#### 作り方

① ボウルに牛乳とヨーグルトを入れて軽くまぜ、ラップをかぶせ、35度～38度の温度で半日ほどおく。冬ならこたつの中に入れておけばよいし、夏なら常温でよい。春秋は、オーブンにイースト発酵用の種火がついているご家庭ではそれを利用する。こうすると、酸味の少ない薄目のヨーグルトになる。もしヨーグルトとして食べたい場合は、もう半日くらいおいて発酵を進ませる。

② 1辺30cmくらいの四角いふきん（麻布、ガーゼ

ゼハンカチなどでも良い）を1度水で濡らしてしほってから4すみを2つずつしばり（図を参照）、①を入れ、流しの上などにつるす。布目をとおして、水がおちる。おちた水の量を知るため、下にボウルなどを置いて受けるとよい。

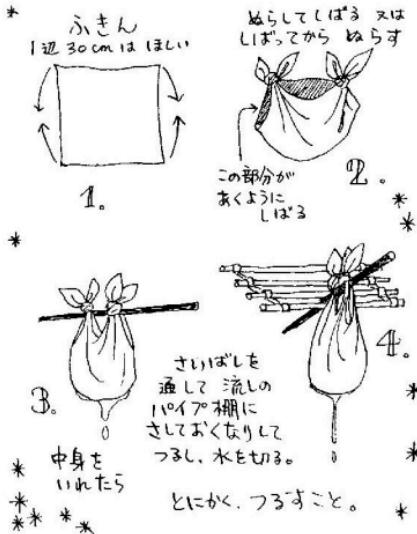
③ 3時間くらいして、500ccほど水が落ち、こしあん程度のかたさになったら、トワロージェクのできあがり。半日つるしてさらに水分を切ると白チーズができる。

#### 工藤久代さんのひとこと

トワロージェクの代表的な食べ方は、わけぎや万能ねぎのみじん切りと塩を加え、黒パンにのせるというものです。にんにくのすりおろしと塩をまぜて食べることもありますし、デザート風にしようと思えばハチミツ、ジャム、果物シロップ（前回の青梅シロップのような）を入れます。牛乳をそのまま飲むよりからだにいいということでしょう、よく朝食に出されます。水分の切り具合、つまりトワロージェクのやわらかさの微妙な違いに各家庭の味があるといわれます。「コゲルモゲル」という愉快な名前の離乳食もトワロージェクから作るんですよ。ゆのみ1杯くらいのトワロージェクに卵黄を1個、砂糖かハチミツでこし甘味をつけてよくねるんです。

白チーズの方は、サラダに使ったり、ケーキにしたり。白チーズを作るチーズケーキ2種を、次号でご紹介しますからご期待下さい。

布に入れてつるした時に下に落ちる、レモネード色の水ですが、ポーランドの人たちは捨てずにとっておいて洗顔につかったり、やけどに塗ったりしていました。甘味をつけて飲むこともできます。



# ポーランド日誌

1985年4月25日～6月5日

4月25日 ワルシャワ条約加盟各国首脳、条約延長の調印を翌日に控えてワルシャワ入り。厳重警戒態勢下にある市内に、メーデーの自主行動を呼びかける「連帶」のビラがまかれる。最高行政裁判所は、ウッチの「連帶」指導者A・スウォヴィクの職場復帰を認めない労働省の決定を却下。

4月26日 中世史の研究者で、「連帶」最高指導部顧問のひとりでもあるB・ゲ梅レク教授が、理由も明らかにされないまま、30年間勤務してきたポーランド科学アカデミーを免職になる。

4月27日 メーデーの自主デモは、正義とパンと自由を求める労働者の闘いの一環であるとするワレサ委員長のメッセージが西側報道機関に渡る。ヤルゼルスキ、ポーランド訪問中のゴルバチョフ書記長と会談。

4月28日 グダンスクのワレサ委員長から、ワルシャワ製鉄所の労働者へメッセージが届けられる。「メーデーに街頭で示される労働者の団結とかたい意志は、機動隊の暴力をもってしてもくすすことはできない」。ワルシャワ＝ニューヨーク間の定期便が再開。

4月29日 党機関紙『トリブナ・ルド』は、ワレサ委員長をメーデーの自主行動を支援していると非難。

4月30日 ウルバン政府スポーツマンは記者会見で、政治犯の数は、ボピエウシコ神父殺害犯4人を含めて現在112人であると述べる。ワレサ委員長は国会議事堂での電報で、グダンスクをはじめとする多くの都市で、数千人の警官や兵士が街頭を巡回し、多数の労働者や知識人が逮捕・拘留されていることに抗議。

5月1日 全土で自主的なメーデー・デモ。西側報道によればワルシャワでは1万～1万5000人、グダンスクでは4カ所で500人～2000人。ワルシャワでは警官に逆らったとして、J・クーロンとS・ヤヴォルスキが逮捕される。ベルギー外相は、「連帶」メンバーとの会見とボピエウシコ神父の墓前への献花をポーランド政府に拒否され、ポーランド訪問計画を延期。

5月2日 ワレサ委員長は、前日の「連帶」支持者と警察との衝突について、当局は力によってのみでは統治できないことを知るべきだと警告。ワルシャワ軽犯罪裁判所は、J・クーロンとS・ヤヴォルスキにそれぞれ禁固3ヶ月を言い渡す。ワルシャワの米国代理人は、ポーランド外相から、前日のノヴァツタのデモで逮捕された15人の中に米国の外交官2人が含まれて

いたと抗議をうける。ILIOは、ポーランドの労働組合の現状に批判的な報告書などを政治的偏向とするソ連・東欧諸国の非難を退ける。フランス社会党第一書記がパリで、J・ミレフスキを代表とする「連帶」メンバーと会談。

5月3日 1791年制定の憲法記念日のこの日、ワルシャワ、グダンスク、ヴロツワフなどで、特別ミサの後、数千人から1万人におよぶ参加者が、放水銃などで武装した警官隊が見守る中、「連帶」旗を掲げるなどのデモ行進。大きな衝突はなかったものの、ワルシャワでは多数の逮捕者が出た模様。駐米のポーランド人外交官4人が国外退去を命じられたのに続き、先に一時逮捕されたアメリカ人外交官2人も、ポーランドから退去命令を受ける。

5月6日 ロンドン、ケルン、ブリュッセルのポーランド大使館前と、マンチェスターのポーランド・クラブ前で、ポーランド国内に拘留されている200人以上におよぶ「連帶」関係者への关心を喚起するためのハンストが、1週間にわたって始まる。ポーランド外相は、外交官4人に国外退去命令を出した米国に強く抗議。ダスター・ワレサ夫人は、イタリア婦人有権者協会から84年度「勇気ある女性」賞を送られたが、パスポート発給をめぐるトラブルのため授賞式出席を断念、この日、ノルウェー在住のワレサ委員長元秘書が代理として賞を受けとる。

5月7日 ウルバン政府スポーツマンは記者会見で、「5月1日・3日のような社会不安助長の試みのほとんどが教会付近で発生しており、礼拝や政治的な説教とこのような動きとの関連を残念に思う」と述べる。また、ゲ梅レク教授の科学アカデミー免職の理由として、3月21日のグダンスク大学での同教授の「ソ連への侮辱」を含んだ演説をあげる。これに対し同教授は、この講演ではソ連にはふれなかつたが、これは、中世にはソ連國家が存在していなかつたからだと語る。

5月8日 ニカラグアのオルテガ大統領、ワルシャワ訪問。ヤルゼルスキらと会談。

5月10日 ポーランド国会が開かれ、罰則強化と訴訟手続促進を規定した新刑法案を可決。

5月12日 「農民連帶」登録4周年の記念ミサがワルシャワ聖スタニスワフ教会で行われ、ミサ後、各地の農民から成る参加者が、警官隊の監視の中、教会周辺を「連帶」旗を掲げながら行進。

5月13日 リス、フラシニク、ミフニクに対する公判が5月23日からグダンスクで開始予定と発表。ワルシャワ大学理事会は、ゲ梅レク教授の科学アカデミー免職撤回を求める決議を採択。



5月14日 ウルバン政府スポーツマンは記者会見で、解体されたポーランド・ジャーナリスト協会の元議長S・プラトコフスキの家宅捜索の結果、「西側の反ボーランドセンターとの関係」がほぼ証明されたと述べる。また、5月9日にワレサ委員長の自宅で逮捕された「ワレサ委員長殺害のために雇われた」と称するシエパンスキという男は、供述にあいまいな点が多く、精神障害の疑いがあることを認める。一方、ワレサ委員長は、ある組織から報酬と海外逃亡を見返りにワレサ暗殺を迫られたというシエパンスキの話を真剣に受けとめているという。政治局員で党中央委の治安担当書記、M・ミレフスキ（元内相）が党のすべてのボストから退く。

5月15日 ワレサ委員長は、ファビウス・フランス首相から5月30日・31日にパリで開かれる自由と人権に関する会議への招待を受け、再入国の保証を当局に求める。増大する生活水準低下の脅威に対して、労働組合は決定的な手段を講じなければならないとするTKKの声明が西側報道機関に渡る〔本誌3頁〕。

5月16日 S・プラトコフスキが、キシチャク内相の国会演説とウルバン政府スポーツマンの發言に反論、嫌疑にはいかなる根拠もないと述べる。アフガニスタンのB・カルマル議長、ポーランド訪問、ヤルゼルスキと会見。

5月17日 アメリカ人のノーベル賞受賞者30人がヤルゼルスキに対して、ミフニク、リス、フラシニュクの公判に抗議する共同書簡に署名。5ヵ月の刑期を終えて帰宅したA・グヴィアズダは、ワレサ委員長と会見し、当分は休養に専念するつもりだと語る。

5月19日 ベルギー訪問中のヨハネ・パウロ2世は、約1万人のポーランド人と会見。「連帯」にみられる

ポーランドの自主決定権を支持し、「連帯」在外調整局の代表から「連帯」の文字が表紙を飾る『ティゴドニク・マゾフシェ』を受け取る。クラクフで、4000人が参加して、ピウツキ元帥没後50周年を記念する自主式典が行われ、式後約50人が小規模のデモ行進。5月20日 労働組合法の改正案が発表される。ワレサ委員長は、82年10月制定の現行法が、限られた範囲内ではあるが労働組合複数化についての規定を含むのに対し、改正案は、そのわずかな可能性をも断つものであることを指摘、80年以前に逆行する改正案は世論を無視したものだと述べる。ポーランド科学アカデミーの少なくとも数百人の研究者が、アカデミー当局に対し、ゲメレク教授の免職に抗議し、復職を要求。ウォバトカ宗教派は、ボビエウシコ神父殺害事件以来増加しつつある「反社会主義的聖職者」を非難。

5月21日 ウルバン政府スポーツマンは、ミフニク、リス、フラシニュクの公判への外国人記者の入廷を拒否すると発表。季鶴中国副首相、ポーランド訪問。

5月22日 フルシャワ大学の学生、大学関係者少なくとも3000人が、学長の許可を得て、学問の自由を規制する高等教育法改正案に反対する学内集会に参加〔本誌4頁以下を参照〕。国際自由労連は、4月13日からポーランドで拘束されているイスラムの釈放と、ミフニクらの裁判を非難し、政治犯の釈放を求める声明を発表。

5月23日 旧KORメンバーの「連帯」活動家ヘンリク・ヴェツがメーデーの独自デモに参加、警官の指示に従わなかったとして3ヵ月の刑に。上訴の意向。

5月24日 公式報道によれば、統一労働者党の党員数は210万余という。1980年でも党員数はこれより100万人大かった。

5月25日 メーダーの独自デモで警官の指示に従わなかったとして、5月2日の即決裁判で3ヶ月の禁固刑を言い渡されていたJ・クーロンに対し、控訴審が証拠不十分で無罪の判決。クーロンと同時に逮捕され同じ判決を受けていたS・ヤヴォルスキは控訴棄却に。さきに中央委員会を除名されたJ・ジムニツキがデンマークに亡命していたことが明らかになる。

5月27日 チェコスロバキアの反対派劇作家ヴァツラフ・ハーヴェルがヤルゼルスキ宛て書簡でミフニク・リス・フラシニュク裁判の中止と全政治囚の釈放を要求。公式報道によれば、7月1日からバター、マーガリン、ラーード、豚脂の配給制が廃止され、そのかわり値上げが実施される予定という。

5月28日 モスクワ訪問途上のクラクシ・イタリア首相がフルシャワでヤルゼルスキ首相と会談、その中でポーランドにおける人権抑圧に苦言を呈したとされる。ポーランド・ジャーナリスト協会前会長S・プラトコフスキが再度尋問される。『トリブナ・ルド』でウォバトカ宗教相が教会を非難。

5月29日 西ドイツの歴史学者100名以上がゲ梅レク教授の解任に抗議する書簡を駐独ポーランド大使に提出。国会で新選挙法が成立。これにより各選挙区には候補者が2人立てられ、50%以上の投票率で上位得票者が当選することになる。

5月31日 96歳の経済学者エドワルト・リビンスキが

ボーランド科学アカデミーの会員集会で演説、当局による高等教育法改悪の試みを激しく非難。「ボーランドの科学、教育に対する威信は政府が言う大学のやっかいな者たちからではなく、思想の自由を制限しようとする無数の試みから来る」。

6月1日 ボーランド通貨が西側通貨に対して16.8%切下げられる。1米ドル=159ズウォティに。ヤミレートは600ズウォティ以上。

6月2日 西ドイツのダンツィッヒ・デーでウインデレン両独問題相が、ボーランド在住ドイツ人に学校や教会でもドイツ語使用が認められることを望むと発言。

6月3日 A・ミフニク、B・リス、W・フラシニュクに対する裁判がダグダンスクで始まる。西側報道関係者は傍聴を認められず。フランス共産党機関紙『ユマニテ』とのインタビューでヤルゼルスキ首相は、「ボーランドでは誰もその信条のゆえに逮捕されたり裁判にかけられることはない」「教会との関係は問題はあるが危機的ではない」「西側はボーランドの経済危機を誇大に宣伝している」等と語る。

6月5日 党中央統制委員会の会議が開かれ、モラ夫スキ委員長が報告、党員大衆の活動が不十分、党員の威信が回復していない、形式的決議が多すぎる、等。

〔編訳：星 洋子／水谷 駿〕

## 編集後記

☆ボーランドの教育界における動きを、高等教育法改訂問題を軸に加藤一夫氏にまとめて頂きました。ご多忙の中、ありがとうございました。同じ著者による「『連帯』運動のなかの教師たち——歴史教科書のは正を求める闘いについて」（本誌第13号、1983年3月31日）、また、ボーランドにおける学生運動の一端を報告した「学生運動の白立——1975~79年」（本誌1984年1月号）が参考になります。高等教育法改訂問題については、本号日誌5月31日の項で紹介した老リビンスキの発言が印象的です。

☆「現代史断章」は今回1968年の「3月事件」。当時フルシャワ大学にあって現場を目撃された丁藤先生の手を煩せました。先生の「フルシャワの七年」に生々しいルポがあります。また本誌84年3月号が「3月事件とは何だったのか」と題して、事件10年後の何人かの総括を紹介しています。

☆暫定調整委員会（TKK）の構成メンバーの1人タデウシュ・イエディナクが逮捕されたと伝えられました。ワレサ委員長も繰り返し召喚され、調べを受けているようです。A・ミフニク、B・リス、W・フラシニュクの3人に対しては6月14日、それぞれ3年、2年半、3年半の実刑判決がありました。安倍外相に同行して「連帯」幹部と接触した外務省幹部が「彼らの行動は自由、弾圧は行われていないようだ」という感触を得たというのは、どういうことでしょうか。

☆次号は8／9月号合併号となり、8月初め刊行の予定です。8月1日~31日の間、事務局一同夏休みをとらせて頂きますので、この間の連絡は郵便にてお願いします。

☆人手不足のため、当分の間、事務所は水曜日は休ませて頂きます。御用の方は月火木金の午後2時~5時半の間にお出で下さい。なお、あらかじめ電話を頂いた方が確実です。 1985年6月22日 み

## 『ポーランド月報』既刊号目次

<b>1984年4月号(通巻25号)</b>	<b>24頁</b>	<b>400円</b>
「連帯」の活動家はどう考えているのか?		
——クラクフ「連帯」アンケート	3	
自分の道を歩もう A・ハル	8	
ストライキ情報	12	
マレク・ノヴァコフスキ逮捕される	13	
<b>Panta Rhei (万物は流転す)</b>		
M・ノヴァコフスキ	13	
「連帯」暫定調整委員会声明(84.1.23)	14	
地方議会選挙について／物価値上について／ 新しい労働協約について		
グダンスクで発行されている「連帯」地下新聞一覧	15	
ポーランド軍内反対派の動き	16	
軍将校グループの社会への公開状／公開状に 関する若干の説明／公開状問題に関する「K O.S.」の論評／兵士評議会の声明		
KOR－憲章77共同声明	20	
「ポーランドの国民所得 上向く」		
ボーランド政府発表 1983年度経済実績	22	
ポーランド日誌(1984.1.13～2.8)	2・23	
<b>1984年5月号(通巻26号)</b>		
24頁 400円		
悲觀をこえて ——10年ぶりのポーランド		
工藤久代	3	
ガルヴィオリンの十字架撤去事件	8	
不満と分裂 ——ポーランドのサイレント・マジョ リティ S・ドンブ	10	
拡がる「連帯」の波紋 ——東欧諸国から	13	
われわれは国家権力を過小評価していた		
J・リティンスキ(インタビュー)	14	
地下の政治的潮流		
『自由・公正・独立』／『民族統一會議』	18	

1984年6月号(通巻27号)	24頁	400円
各國労働運動の連帶を求めて――「連帶」在外		
調整局の活動 梅田芳穂		3
8月後の世代		
――官製調査機関のアンケートから		6
笑ってください 恐い小話です		10
十字架撤去事件への若干の補足		11
譲歩の報酬 グレンプ首座大司教の政策のゆくえ		
D・ワルシャフスキ		12
リブスキ、ミフニクらに「連帶」文化大賞		16
「連帶」の波紋:ハンガリー		17
「連帶」暫定調整委員会声明		20
政治囚に関する呼びかけ/5月1日と3日の		
デモについて/なぜわれわれは選挙をボイコットするか		
ボーランド日誌(1984.2.23~3.8)		2
(1984.3.18~4.12)		23

1984年7月号(通巻28号)	24頁	400円
メーデー1984	3	
「連帯」暫定調整委員会声明(1984.5.15)	6	
経済と自ら管理について——綱領の声明		
L・ワレサ	7	
「犠牲なくして勝利なし」		
アンジェイ・グヴィアズダ 獄中で語る	10	
地下「連帯」の活動資金	14	
党はどこへ向かうのか 何を目指して闘うのか	18	
「連帯」——「異」を前提とした統一		
三戸信人	21	
ポーランド日記(1984.4.13~5.14)	2	23

バックナンバー在庫あり。お気軽にお問合せ、  
ご注文ください。

発行所・ポーランド資料センター

Center for Polish Research % Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

101 東京都千代田区三崎町2 10-5 一国ビル3F  
電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069  
F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101  
定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)